

新田義貞麾下の一部将と室町幕府のある右筆について

本郷和人

2、源某軍勢催促状⁽³⁾

為患党人退治、今日罷向候、相催一族等、不廻時剋、可被馳參岩船宿候、仍執達如件、

建武二年九月二十一日

源（花押）

3、一井貞政軍勢催促状⁽⁴⁾（図1参照）

信濃国凶徒蜂起之間、繪旨如此候、早相催一族、可被致軍忠之狀如件、

建武二年八月二十六日

民部大輔貞政（花押）

村山弥二郎殿

この三史料を根拠として、「(略) 色部長倫への動員令と、(略) 村山隆

義に対する動員令ととともに堀口貞政が管掌しているところから、貞政は、新田義貞の越後守護としての権限を、越後国一円にわたって代行していたと思われる。」と『県史』は説いている。

ところが、まず1については――部分の貞□が本当に貞政なのか、断言するには残画がこころもとない。また、たとえば「貞政・だれだれ」

のように、他の人名が併記されていた可能性は捨てきれない。

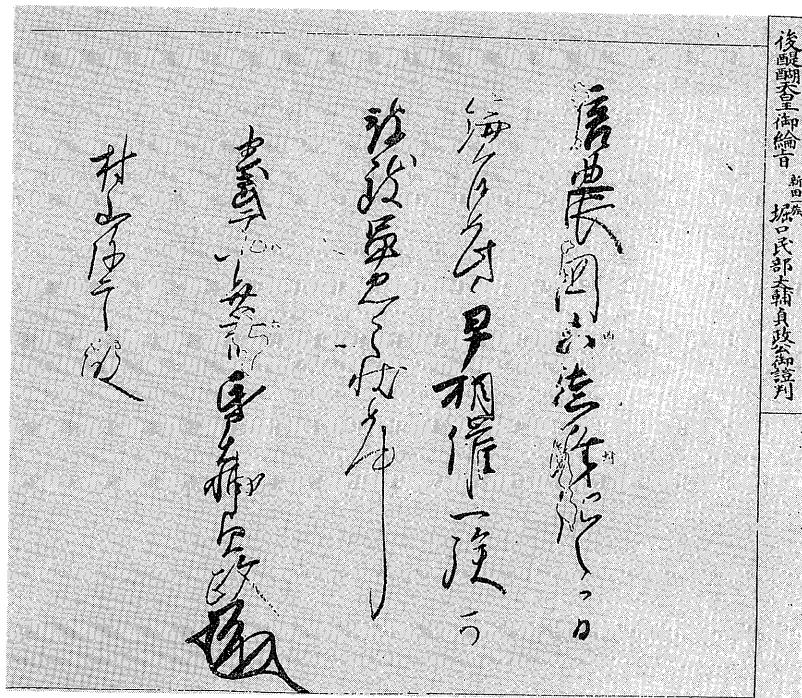
『越佐史料』は1と2とを関連史料として収録し、2の「源」を貞政に比定した。⁽⁶⁾おそらく『県史』はこれにしたがつたのだろうが、実は2の「源」の花押と3の貞政の花押とは全く違うものなのである。「源」

では、一番頭人新田義顕のもとで寄人となつてゐる。新田一門にあって、堀口貞義（武者所二番頭人）、江田行義（三番頭人）、脇屋義治（五番頭人）などにつぐ地位を占めていたものと思われる。名乗りの一井は新田郡新田庄内の一井郷（現新田町市野井）に由来する。

新田義貞は建武政権下で上野・越後・播磨国の守護に任じたが、このうち越後国の守護代が『新潟県史 通史編2』（以下『県史』）刊行以来、一井貞政だといわれている。だが実際に文書に当たつてみると、『県史』の説には再考の余地がある。

1、藤原某軍勢催促状⁽²⁾

越後國凶徒蜂起事、「 」新田「 」也、早從〔
〕相催一族等可「 」軍忠之由所候也、仍執達如件、
建武二年三月十二日 藤原〔



一

と貞政とは別人と考えるのが妥当であろう。だとすれば、貞政とは別に、越後国内の武士の参陣を呼びかける人物がいたことになる。

3についてはさらに難しい問題がある。『新潟県史 資料編4』は村山文書全体が偽文書である可能性を指摘し、この3についても「筆跡などなお検討の余地がある」と記している。

1は確實性に乏しい。2は貞政ではない。3は偽文書かもしれない。これでは貞政が越後守護代であつた論拠にならないどころが、貞政の越後国への関与自体に疑問が生じてしまう。さらには一井貞政という人物の輪郭までが、にわかに漠漠としたものになつてしまふ。

五八年に購入した「建武三年二月十三日 近江寺衆徒軍忠狀」である。播磨国明石郡近江村（現神戸市西区）の近江寺の衆徒たちは、建武政権軍と足利軍との京都争奪戦に参加した。「打出浜の戦い」と称される合戦で足利方は一敗地にまみれ、海路九州へ落ちて行くのだが、問題は「承了」と近江寺衆徒の戦功を認定する人物である。ここにみえる花押は、まぎれもなく3と同じものではないか。

越後の村山氏と播磨の近江寺とは何の関わりもない。村山氏が偽作した花押を近江寺が共用することはあり得ない。だとすれば、3の文書は正文、仮にそうでないにせよ、正文に忠実な写しと考えるのが適当であろう。一井貞政は越後国では武士の参陣を呼びかけ、足利尊氏との戦いに際しては新田軍の一手の将として活躍しているのである。

3が信頼できる史料であることは確認できた。けれども他の史料が乏しいために、越後国での貞政の地位は明らかになし得ない。同国の軍事指揮官の一人、今いえるのはせいぜいそこまでであろう。⁽⁸⁾

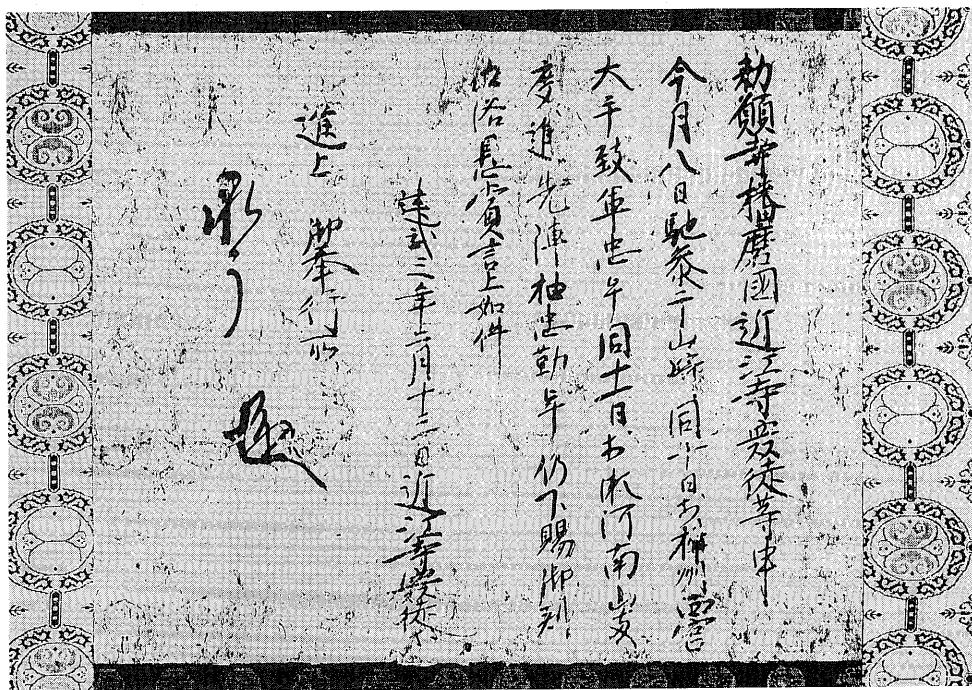


図2

たものと思われる。しかし同城は高師泰以下の大軍に包围されて落城、貞政は尊良親王・新田義顯、それに子息政家とともに自害した。⁽⁹⁾彼が歴史の表舞台に現れるのはごく僅かな期間にすぎない。それだけに我々は、限られた史料を一層正確に読まねばならないだろう。

二 历応三年三月十四日、室町幕府執事奉書から

前節では重箱の隅をつつくような話になつたので、本節ではビジュアルな紹介を心掛けよう。

四年ほど以前、私は一通の文書の読み解きを依頼された。網野善彦先生が海の武士団を主題に文章を書かれるが、その際に使用する史料だという。それが図3、米良文書中の室町幕府執事奉書⁽¹⁰⁾である。

□□退治事、任申請之旨、泰地・塩崎一族相共致其沙汰、自周防国竈門関至摂津国尼崎、可令警固西国運送船并廻船等、且櫓別錢賃百文、為兵糧料足、於兵庫島可宛取、若寄事於左右成其煩者、可處罪科之状、依仰執達如件、

暦応三年三月十四日

武藏守（花押）

泰地・塩崎の地名は紀伊国に見出せる。捕鯨で有名な太地町、それに串本・古座町である。両氏はこの地を本拠とする武士団であろう。竈門関は山口県上関町。尼崎、兵庫島はいうまでもない。地理は図4を参照してほしい。

当時紀伊半島には小山氏という有力な水軍があり、彼らは南朝方として活躍した。室町幕府はこれに対抗すべく、熊野海賊の一翼を担う泰地・塩崎氏の取り込みを図った。本文書はその証左である、と網野先生は説明される。⁽¹¹⁾

しかしながら、と正直なところ私は頭を抱えてしまつた。この何とも汚い字、偽文書が多いことで知られる米良文書…どうみても怪しいではない



図3

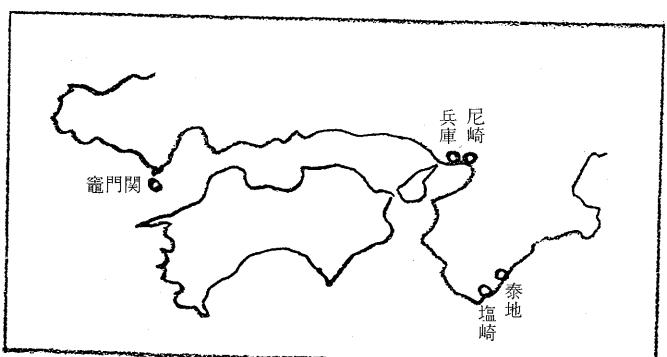


図4

いか。それに泰地氏、塩崎氏などという聞いたこともない連中に、こと
もあろうに瀬戸内海全域の警固を命じるものであろうか。先生のダイナ
ミックな立論は魅力的だが、この文書についてはどうかなあ。どうにも
納得がいかぬまま、やがて私はこの文書を忘れていった。

ところがある日、高野山の文書を何げなく見ていた私は、一通の文書
に目をとめて仰天した。それが図5である。⁽¹²⁾足利直義から紀伊国守護畠
山国清への直状であるが、この汚い字は図3文書と同筆ではないか。一
方は水軍、一方は高野山。両者に格別な関連は認めらない。とするなら
ば、想定できる事態は一つしかない。草創期の幕府には、たいへん字を
書くのが不得手な右筆がいたのである。そして図3文書は、紛れも無く

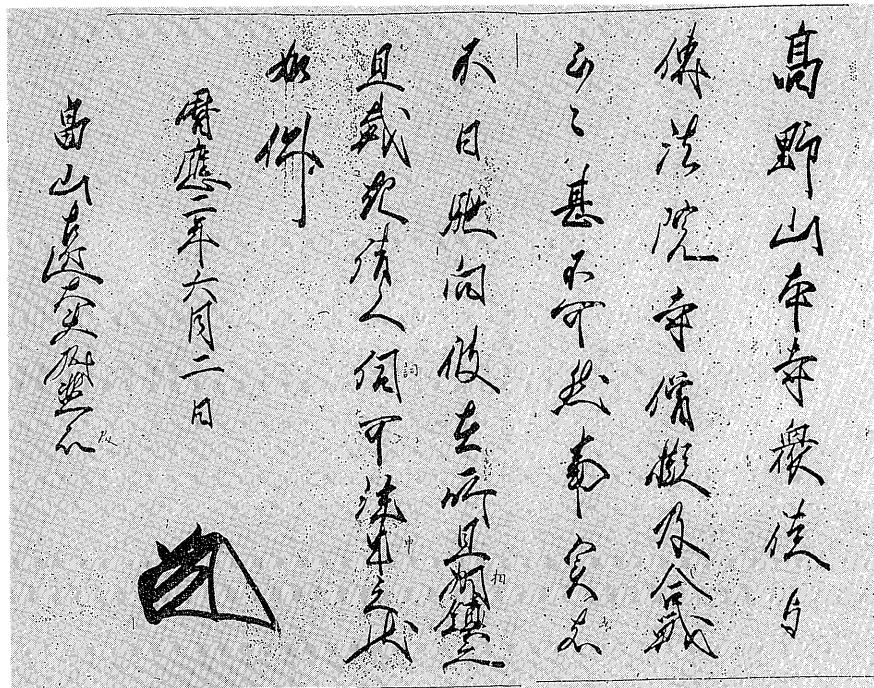


図 5

正文だったものである。

こののち私は同一筆跡の文書、暦応三年八月十八日室町幕府引付頭人奉書⁽¹³⁾、貞和二年十一月十四日室町幕府引付頭人奉書⁽¹⁴⁾、を尊経閣文庫の文書中にも見出した。とまれ、図3文書は正文であった。この驚くべき事実は、網野理論の強韌さを私に再認識させた。そして、古文書の真偽の判定の困難を、私は改めて痛感したのであった。

〔註〕

- (1) 『建武年間記』、『群馬県史 資料編6』六九二号。
- (2) 史料編纂所架蔵影写本『色部文書』(3071—41—11)。
- (3) 史料編纂所架蔵影写本『色部文書』(3071—41—15)。
- (4) 史料編纂所架蔵影写本『村山文書』(3071—25—15)。
- (5) 『県史』第二章第一節、172頁。
- (6) 『越佐史料』建武二年三月十二日条。
- (7) 『新潟県史 資料編4』解説、一七一三号。
- (8) 各国に「守護代」が置かれたかどうか、それ自体を検討すべきである。
- (9) 『尊卑分脈』。
- (10) 史料編纂所架蔵影写本『米良文書』(3071—66—5—1)。
- (11) 「海の領主、海の武士団」(朝日百科 歴史を読みなおす8)『武士とは何だろうか』所収。
- (12) 史料編纂所架蔵影写本『高野山文書 宝簡集』
(3071—66—1—19)。
- (13) 史料編纂所架蔵写真帳『尊経閣古文書纂 宝菩提院文書』
- (14) 前田育徳会編刊『武家手鑑』(臨川書店)所収。なお小松茂美『足利尊氏文書の研究I 研究篇』(一九九七年、旺文社)がこの文書をとりあげて、小松氏はこの人物を引付頭人上杉重能の右筆と解しておられる。